#### 都市部を中心とした木材利用拡大宣言事業者の登録に係る要領

#### 1. (総則)

一般社団法人全国木材組合連合会(以下「事務局」といいます。)が、都市部を中心とした木材利用拡大宣言事業(以下「都市木利用拡大宣言事業」といいます。)で都市木利用拡大宣言を行う事業者(以下「宣言事業者」といいます。)に係る公募の実施については、この要領の定めによることとします。

#### 2. (登録申請の要件)

宣言事業者に登録申請できる者は、民間事業者であって、都市部等において木造建築の普及、内装の木質化、木材製品の利用拡大等に意欲を有し、公序良俗に反する者ではないこと。

#### 3. (申請書提出に関する事項)

#### (1) 提出する書類

宣言事業者への登録申請を希望する者は、以下の書類を作成してください。

- ① 「都市木利用拡大宣言登録申請書及び付表」(以下「申請書」といいます。)(別添様式1)
- ② 誓約書(別添様式2)
- ③ 提出者の概要(会社概要、履歴事項全部証明書、会社ホームページの会社概要の印刷物、会社紹介のパンフレット等)が分かる書類。

#### (2) 募集期間

令和5年6月5日(月)から令和6年3月22日(金)17時までに持込又は郵送にて提出してください。

(注)郵送の場合は、封筒に「都市木利用拡大宣言登録申請書」在中と記載してくだ さい。期限内必着とします。

#### (3) 提出部数

#### 申請書1式1部

(4) 申請書等の提出先及び事業内容・申請書作成等に関する問合わせ先

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-12-13 UHA 味覚糖赤坂ビル 3F

一般社団法人全国木材組合連合会 都市木材需要拡大事業事務局

担当者:石垣、田口 電話: 03-6550-8540 E-mail: info@toshimoku-taika.jp

- (5) 提出にあたっての注意事項
  - ① 申請書等は、返却しません。
  - ② 申請書等は、提出後に変更又は取り消しができません。
  - ③ 申請書等は、申請者に断りなく当該事業以外に使用することはありません。
  - ④ 申請書等に虚偽の記載をした場合は、無効とします。
  - ⑤ 申請要件を有しない者が提出した申請書等は、無効とします。
  - ⑥ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- 4. (宣言事業者の登録)
  - (1) 登録審査の方法

提出された登録申請書等について、外部有識者等からなる委員会が定めた基準に従って審査します。

(2) 審査の観点

目標達成の実現性(目標達成の時期及び目標達成水準など)、宣言内容の適切さ等の観点から審査します。

(3) 審査結果の通知

審査結果は郵送にて通知します。

5. (登録情報の公開)

審査を通過した者の申請書付表の記載内容は、事務局が作成する本事業のホームページで公開します。

登録情報公開期間は、原則として事業実施期間内とします。

なお、宣言事業者は、別添様式4により自社のホームページ又は自社の事務所に同様式に記載した目標年月まで掲示してください。

#### 6. (登録内容の変更)

宣言事業者の登録内容に変更が生じた場合は、事務局へ郵送または電子メールにより連絡してください。

#### 7. (報告書の提出)

宣言事業者には、事務局から宣言内容の進捗確認や必要に応じて宣言後の目標に対 する成果の報告書を求めることがあります。

#### 8. (登録の抹消)

- (1) 7の報告書において、目標に対する成果に著しい乖離があった場合には、宣言事業者の登録を抹消する場合があります。
- (2) 宣言事業者は、宣言事業者の登録を抹消しようとする場合は、別添様式5により 事務局に郵送又は電子メールで届け出ることとします。ただし、宣言事業者が都市に おける木材需要の拡大事業及びJAS 構造材実証支援事業の助成を受けた実績がある場 合、助成を受けた年度の翌年度から5年間は登録の抹消はできません。

#### 9. (その他)

事業の詳細、申請に必要な書式等は、事務局が作成するホームページに掲載します ので確認をお願いします。

# 都市木利用拡大宣言 登録申請書

一般社	上団法ノ	人全国ス	卜材組	l合連合会
会長	菅野	康則	殿	

住所 : 会社名 : 代表者名:

当社は、都市部を中心とした木材の利用の拡大に取り組むこととし、以下のとおり宣言します。

宣言

### 具体的な目標

令和	年	月までに(3年後の目標)
	_	

上記の登録を申請します。

なお、このことについて一般社団法人全国木材組合連合会が設置するホームページで、当社の連絡先等が公開されることを了解します。

#### 都市木利用拡大宣言事業者 登録申請書(付表)

事業者名       ※         代表者名       方         連絡先       T.         申       部署・氏名	F -	
住所 <b> </b>	= _	
連絡先 T	<b>=</b> −	
1		
由 郊里。氏夕	EL:	FAX:
中一部者・八石		
請書類送付先	= _	
担 連絡先	EL:	FAX:
	-Mail:	
	流通業等に携ね	<b>青報</b> □ ○る方は上の□に√を入れ、こちらにご記入ください。 「
担当者名または担当部署名	•	TAV.
連絡先	*	TEL: FAX:
		E-Mail:
業種(選択)	*	□製材業 □木材市場業 □流通業 □プレカット業 □その他( )
主に取り扱っている都市 拡大事業関連木材製品等 択可)		□木質耐火部材(耐火部材の種類: ) □機械等級区分構造用製材(JAS)□枠組壁工法構造用製材(JAS)□構造用集成材(JAS)□LVL(JAS)□CLT(JAS)□内装材□木製窓(サッシ)
対応樹種	*	
対応可能地域(県名)注:	2 *	
合法木材供給事業者	*	登録 No
CW 法の登録木材関連事業	者 ※	登録 No
森林認証制度 CoC 認定取行	导者 ※	登録 No
その他 PR	*	

		□木質耐火部材(耐火部材の種類: )
主に利用する都市木材需要拡大事		□機械等級区分構造用製材(JAS)□枠組壁工法構造用製材(JAS)
業関連木材製品等 (複数選択可)		□構造用集成材(JAS) □LVL(JAS) □CLT(JAS)
		□内装材 □木製窓(サッシ)
対応可能地域 (県単位)	*	
CW 法の登録木材関連事業者	*	登録 No
森林認証制度 CoC 認定取得者	*	登録 No
その他 PR	*	

- (注1) ※印の項目については本事業のホームページに掲載します。
- (注2) 対応可能地域は県名を記入していただくか、全国と記載して下さい。

誓約書

一般社団法人全国木材組合連合会 会長 菅野 康則 殿

私は、「都市木利用拡大宣言事業者」の申請にあたり、下記のとおり誓約します。

令和 年 月 日

【申請者】

住所:

会社名等:

代表者名: 印

記

- 1. 私(法人又は団体を含む。以下同じ。)は、都市部を中心とした木材利用拡大宣言事業者の登録に係る要領 (以下「要領」という。)に規定する資格要件を満たし、都市部を中心とした木材利用の拡大に努めます。
- 2. 私は、以下に示す者ではありません。
  - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員 又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、 理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防 止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又 は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
  - (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは 積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしている。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 3. 私が登録申請書に記載した内容及び上記の誓約内容については偽りありません。

#### 都市木利用拡大宣言事業者登録申請書 審査結果通知書

会社名

代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会 会長 菅野 康則

御社より申請された都市木利用拡大宣言事業者登録申請書について、委員会が定める基準に従い審査をした結果、宣言事業者として登録されましたので、通知します。

又は

御社より申請された都市木利用拡大宣言事業者登録申請書について、委員会が定める基準に従い審査をした結果、残念ながら登録することができませんでしたので、通知します。

記

宣言事業 No.

以上

# 都市木利用拡大宣言

登録年月日:令和年	三月 日
-----------	------

宣言事業者 No:

住所 :

会社名 :

代表者名:

当社は、都市部を中心とした木材の利用の拡大に取り組むこととし、以下のとおり宣言します。

宣	8
_	

## 具体的な目標

令和 年 月までに(3年後の目標)

令和 年 月 日

#### 都市木利用拡大宣言事業者登録の抹消について

一般社団法人全国木材組合連合会

会長 菅野 康則 殿

宣言事業 No.

会社名

代表者名

印

(都市における木材需要の拡大事業の助成実績のない場合)

都市木利用拡大宣言事業者登録(宣言事業 No. )を受けたところですが、都市木利用拡大宣言 事業者登録の抹消をしたいので、届け出ます。

なお、都市における木材需要の拡大事業の助成を受けた実績はありません。

よろしくお取り計らいください。

又は

(都市における木材需要の拡大事業の助成実績のある場合)

都市木利用拡大宣言事業者登録(宣言事業 No.) を受けたところですが、都市木利用拡大宣言事業者登録の抹消をしたいので、届け出ます。

なお、都市における木材需要の拡大事業の助成を受けた実績がありますが、助成を受けた年度 の翌年度から5年間を経過しています。

よろしくお取り計らいください。